



市長 からの 手紙

73 犯罪被害者支援

先日、公的性格を有するある団体が、犯罪被害者支援条例を制定してほしい旨の要請活動に來られました。何の落ち度もなく突然犯罪に遭い、心身に被害を被った方に対して、自治体として金銭的な支援をする制度を作してほしいという要請です。

犯罪被害者支援は、どこの国でも、罪を犯した人の更正支援に比べ、歴史的に大いに遅れて始まりました。犯罪者の更正は、社会防衛の観点からも、国民経済的観点(犯罪が増えることは社会にとって経済的にもマイナスであること)からも重要だという、社会の共通認識がかなり昔からありました。一方、犯罪被害者のことは「お気の毒でした」という言葉だけで片付けられてきたのが実情です。特に、殺人等の重大犯罪の被害者やその遺族は、犯罪により経済的にも精神的にも極めて大きな損害を受けなが

ら、これを支援する公的制度は比較的最近までありませんでした。

犯罪被害者を支援する法律は、昭和55年に現在の「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」の前身の法律ができました。これにより、人の生命身体を害する故意犯により、①死亡した被害者の遺族、②重傷病を負った被害者、③一定以上の身体被害が残った被害者、に対して給付金が支給されるようになりました。

平成16年には、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益保護を図ることを目的とする犯罪被害者等基本法が制定されました。そこでは、地方公共団体は、法の「基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。

犯罪被害者支援条例では、前記犯罪被害者等の支援に関する法律が対象としていない犯罪被害者等に対する支援策を策定することになります。今後、さまざまな課題について、検討を進めてまいりたいと考えています。

川越市長 川合善明

川越きらり企業 NAVI に、企業を取材した記事が増えました

産業振興課 ☎224-5934 ☎224-8712

市内の大学生が地元川越の企業の魅力を取材した記事や、平成29年度に川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO 大賞・奨励賞を受賞した企業のものづくりを取材した特集記事は必見です。ぜひご覧ください。

また、同サイトで自社の情報をPRしたい企業も引き続き募集中です。応募方法など詳しくは、同サイトの「掲載申し込み案内及び掲載基準」をご確認いただくか、川越商工会議所 ☎229-1850にお尋ねください。なお、掲載にかかる費用は無料です。



川越きらり企業 NAVI とは

「川越きらり企業 NAVI」は、若者の地元就業とビジネスマッチングのための総合ポータルサイトです(下の2次元バーコードからアクセスできます)。

市内のきらりと光る企業の、サービスや業務内容を紹介する「しごと編」と、製品や技術力を紹介する「製品技術編」の2つのコンテンツがあり、それぞれ取材などをもとに記事を作成し、掲載しています。

